

審査基準

令和3年6月11日作成

法 令 名：金属くず営業条例
根 拠 条 項：第8条
処 分 の 概 要：許可証の更新
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法令の定め： 金属くず営業条例第4条（許可の基準） 金属くず営業条例施行規則第2条（申請及び届出の一般的手続） " 第7条第1項・第2項（許可証及び届出済の証の更新）
審査基準： 金属くず営業条例第4条各号の欠格要件に該当しないこと。 金属くず営業条例を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間：28日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問い合わせ先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 電話0776-22-2880（内線3172，3173）
備 考：